

平成 3 0 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成30年第4回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成30年4月19日(木) 午後1時30分

1. 場 所 箕面市役所本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代 表 教 育 委 員 山 元 行 博 君
教 育 長 職 務 代 理 者 高 野 敦 子 君
委 員 丹 澤 直 己 君
委 員 大 橋 亜 由 美 君
委 員 中 享 子 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 高 橋 由 紀 君
子 ども 未 来 創 造 局 長
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 木 村 均 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 浜 田 徳 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 部 長 岡 裕 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監 石 橋 充 久 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 巢 組 悦 子 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 今 中 美 穂 君
子 ども 未 来 創 造 局 児 童 相 談 支 援 セ ン タ ー 長 小 西 敏 広 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 理 事 水 谷 晃 君
教 育 政 策 室 長 村 中 慶 三 君

人権施策室長	柴田大君
学校生活支援課長	銚之原史樹君
教育センター所長	尾崎勝彦君
幼児教育保育室長	坪田忠宏君
児童相談支援専門監	横田哲平君
児童相談支援センター 副センター長	山田睦美君

1. 出席事務局職員

教育政策室担当室長	山本学君
教育政策室参事	西山心悟君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 4 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 5 箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件
- 日程第 7 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 8 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 9 箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件
- 日程第 10 箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則改正の件
- 日程第 11 箕面市賃貸物件による民間保育所及び小規模保育事業整備費補助金交付要綱改正の件
- 日程第 12 箕面市要保護児童対策推進協議会設置要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件
- 日程第 14 箕面市奨学生選考委員会委員任命の件
- 日程第 15 箕面市いじめ防止対策推進協議会委員解職及び任命の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 17 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 18 生徒指導の件
- 追加第 1 箕面市教育センター条例施行規則改正の件

(午後 1 時 3 0 分開会)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今から、平成 3 0 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）：ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、日程第 1 「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、丹澤委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）：次に、日程第 2 「教育長報告」を行います。

○教育長（藤迫稔君）：まず、教育委員会活動の平成 3 0 年 3 月の報告ですが、教育委員会委員関係では、3 月 1 4 日に中学校・小中一貫校卒業式、1 6 日に小学校卒業式、1 9 日に幼稚園卒園式と教育委員の皆さんにはご出務いただいております。ありがとうございます。8 日には第 1 回教育委員会臨時会、1 5 日には第 3 回教育委員会定例会を開催させていただきました。2 2 日木曜日には平成 2 9 年度第 2 回総合教育会議を開催いたしまして、箕面市教育大綱 2 0 1 8 を決定いたしました。教育長関係ですが、平成 3 0 年第 1 回箕面市議会定例会が 3 月 2 6 日までの間に行われました。平成 3 0 年度の一般会計予算、あるいは学童保育に関する条例改正の件の他、教育委員会関係の議案については全て可決いただきました。なお、教育委員の任命について同意を求める件では、中委員が再任されておりますことをご報告いたします。3 月 5 日には文教常任委員会がありまして、多岐に渡りましてご質問、ご質疑をいただきました。なお、3 月 2 3 日と 2 6 日には一般質問について答弁をさせていただいております。次に行事報告ですが、学校教育・子育て関係では、2 日に箕面市要保護児童対策協議会代表者会議を行いました。事務的に作成を進めてきました「児童虐待死亡事案に関する調査・検証報告書（案）」について委員の方々から色々なご意見をいただきまして、それを踏まえて最終的な報告書を作成しました。生涯学習関係ですが、1 1 日に第 1 0 回箕面止々呂美・森町マラソンを行いました。昨年までは豊能町の共催でやっておりますもちろん今年度についても共催で実施すべく準備しておりましたが、豊能町との調整がなかなか整わず、今年度は箕面市の単独開催ということで少し準備が遅れ、またコースも単独開催のため、箕面の中、森町の中を走るというコースで、担当者には非常に苦労をかけましたけれど、9 0 8 名の方が参加されて盛大に行われました。教育長報告としては以上です。

○教育長（藤迫稔君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）：それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程第 1 8、報告第 2 6 号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となり

ますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

(“異議なし”の声あり)

- 教育長(藤迫稔君) : 異議なしと認めます。それでは皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。
- 教育長(藤迫稔君) : それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、報告第17号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」、及び、日程第4、報告第18号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。
- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長 : 報告第17号は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正を行う必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。また報告第18号は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、関係規定を整備するため、本規程の一部改正を行う必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員(山元行博君) : それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員(山元行博君) : ないようですので、報告第17号及び報告18号の採決をいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第5、報告第19号「箕面市人権教育推進会議開催要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局人権施策室長に求めます。

○子ども未来創造局人権施策室長： 本件は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第19号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第20号「箕面市学童保育に関する条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、箕面市学童保育に関する条例の改正に伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部を改正する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 社会福祉協議会への委託から運営方法が変わったことに伴う今回の改正内容について、確認の意味でもう少し詳しく説明をお願いします。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 今回の規則改正につきましては、大きく2点ございます。まず1点目ですが、これまで社会福祉協議会と学童保育を利用する保護者会の間で、市の業務外として契約してこられたおやつ提供業務及びおやつ代の徴収業務について、これを新たに市の業務として位置づけるべく、学童保育料の中におやつ代を溶け込ませる形で箕面市学童保育に関する条例を改正させていただきました。これに伴いまして、おやつ代を学童保育料に位置づけたことに伴いまして、減免申請様式の一部変更等をさせていただいたのが1点目でございます。2点目につきましては、彩都の丘小学校の児童数が増えており、学童保育の利用数も増えるという見込みがありましたため、彩都の丘小学校の定員を40名増とさせていただきました。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第20号を採決いた

します。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第7、議案第23号「箕面市保育料に関する規則改正の件」、日程第8、議案第24号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」、日程第9、議案第25号「箕面市立幼稚園条例施行規則改正の件」、及び日程第10、議案第26号「箕面市私立幼稚園児等の保護者補助金の交付に関する規則改正の件」、は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 議案第23号は、子ども・子育て支援法施行令の改正により、低所得世帯における保育料の負担軽減が拡充されたことに伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。議案第24号は、子ども・子育て支援法施行規則に基づき、関係規定を整理するため、本規則の一部改正を提案するものです。議案第25号は、子ども・子育て支援法施行令の改正により、低所得世帯における保育料の負担軽減が拡充されたことに伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。議案第26号は、幼稚園就園奨励費補助において国の幼児教育の無償化に向けた取組の段階的な推進の一環として、平成30年度については低所得世帯の保護者負担の軽減措置が図られたこと等に伴い、関係規定を整備するため、本規則の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : ないようですので、議案第23号から第26号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第11、議案第27号「箕面市賃貸物件による民間保育所及び小規模保育事業整備費補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 本件は、民間保育所等に係る施設の整備費に対しまして交付する設備費補助金について定めている本要綱の整備対象施設の整備完了年度が平成30年度末となることに伴いまして、本要綱の失効

期日を変更するため、本要綱の一部改正を提案するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）： 確認ですが、失効期日を1年間延ばすことで、その間にこの要綱の対象となる保育所について説明してください。
- 子ども未来創造局幼児教育保育室長： この補助金の対象となる施設は、12月開設予定の小規模保育事業所1カ所です。牧落3丁目にあるコンビニの北側に6階建てのビルがあり、その2階部分を活用しまして、19人程度の規模の施設が開設される予定です。
- 代表教育委員（山元行博君）： 他にありますか。
- 代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、議案第27号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
(“異議なし”の声あり)
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第12、報告第21号「箕面市要保護児童対策推進協議会設置要綱改正の件」、及び日程第13、報告第22号「箕面市養育支援訪問事業実施要綱改正の件」は関連案件ですので、一括審議することといたしてよろしいか。
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局児童相談支援センター副センター長に求めます。
- 子ども未来創造局児童相談支援センター副センター長： 報告第21号は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、本要綱の一部を改正をする必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。報告第22号は、箕面市教育委員会事務局の組織機構の見直しに伴い、本要綱の一部を改正する必要が生じましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第21号及び報告第22号の採決をいたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第14、議案第28号「箕面市奨学生選考委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長 : 本件は、箕面市奨学資金貸付基金条例に基づき、奨学生を決定するために設置している箕面市奨学生選考委員会の委員の任期が平成30年4月30日付けで満了することに伴い、新たな委員を任命する必要があるため、箕面市奨学資金貸付基金条例第9条第3項及び第4項の規定に基づき5月1日付けで任命するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : ないようですので、議案第28号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第15、報告第23号「箕面市いじめ防止対策推進協議会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育監に求めます。

○子ども未来創造局学校教育監 : 本件は、箕面市いじめ防止対策推進協議会委員のうち、関係行政機関の職員1名が辞職を願い出たため、箕面市いじめ防止対策推進協議会条例第3条第1項の規定に基づき、新たな委員を任命する必要があるりましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員(山元行博君) : それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : ないようですので、報告第23号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○代表教育委員(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員(山元行博君) : 次に、日程第16、報告第24号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

- 子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　ないようですので、報告第24号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程第17、報告第25号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長　：　本件は、去る3月8日に開催されました平成30年第1回箕面市教育委員会臨時会及び3月15日に開催されました平成30年第3回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　ないようですので、報告第25号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）　：　異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　次に日程追加第1、議案第31号「箕面市教育センター条例施行規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育センター所長に求めます。
- 子ども未来創造局教育センター所長　：　本件は、箕面市教育センターの業務時間を見直すため、箕面市教育センター条例施行規則（平成5年箕面市教育委員会規則第1号）の一部改正を提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　それではご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）　：　例えば、教員が6時頃に会議をしたいので使わせて欲しいということがあった場合はどう取り扱うことになるのでしょうか。
- 子ども未来創造局教育センター所長　：　はい、事前に使用時間をお知らせをいただきましたら、所属職員に業務時間の割り当てを行うことにより、今まで通り、教員に使用いただけます。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他にありますか。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、議案第31号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等はございますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 私の方から、先週土曜日に昔の仲間と集まる機会があって、年齢はバラバラなのですが近隣自治体で生活福祉や児童福祉を長く担当していたメンバーが多かったんですが、話の中で、虐待情報というのは一番最初に通報した者の情報が取り上げられないことがあるという話になりました。「何を言っている」とまともに扱ってもらえないことがあると。言い続けなければ、なかなか情報として扱ってもらえないと。現場をやっている者の意見です。当然、箕面のこと話題になっていたので、「注意した方がいいですよ」という意見をもらいました。もう1つは、幼児児童虐待と高齢者虐待がセットになっているケースが多くなっているという話もありました。箕面市でも高齢者虐待は教育委員会の所管ではないので、児童虐待とは別々に対応することになると思いますが、このようにセットで事件が起きているケースが増えているということです。複雑になっていっている。今回、新しく児童相談支援センターもできたので、そのようなことも十分配慮をして業務を進めてほしいと思います。もう1点、この4月から小学校で始まった道徳の授業について非常に気にしています。数値による評価ではなく、初めての文言による評価になります。昨年度、教育委員会委員を対象にした道徳に関する研修会で講師が指摘していましたが、評価にあたっては、通り一遍の抽象的・定型的な文言ではなく、個々の児童の日頃の様子や評価時点ごとの変化に即した内容を記述に盛り込む必要があります。また、我が子の評価なので、親がネット等を通じて拡散するとは考えにくいのですが、このご時世ですので、教員が評価した文言が拡散しないとも限りません。学校現場にも注意喚起をして欲しいと思います、また、今年度は中学校の道徳の教科書採択がありますが、新聞報道によると8社が名乗りをあげ、その内の5社が自己採点を数字でやるようなことを提案しているとのこと。これも今後議論になると思いますが、とにかく評価が非常に複雑なっているので、ぜひ学校現場に注意喚起してほしいと思います。私の方から以上です。他、ありますでしょうか。

○教育長（藤迫稔君）： 何かコメントありますか。

○子ども未来創造局学校教育監： ただいま、道徳の評価につきましては、担当者等の会議において、注意喚起しているところでございます。山元委員のご指摘通り、評価についてはどういう形で外に出ていくかわからないという懸念も

ございますので、今後もよりいっそう注意喚起、指導をしていきたいと思いません。

○子ども未来創造局子ども相談支援センター長：この4月に児童相談支援センターを立ち上げましたが、通報などがあった場合、全て見落としのないよう、しっかりと対応をしていくということで取り組みをしております。大阪府から、児童相談支援専門監として経験豊かな職員を派遣いただいております。「通報があった場合は、初期対応をしっかりとすべきだ」という助言があり、対応シートを作成し、そこで何を調査して、どんな対応を取るか、複数の人間で見立てをして、調査に動き出すということをしっかりとやっているところです。それを実施するときも、アセスメントシートをしっかりと使うような癖をつけながら、職員個々のノウハウについても専門性を向上させていこうということに気をつけて対応をしているところです。加えて継続的な案件で、「また新たに傷が見つかった」という通報があった場合、これまでは「継続」ということで取り扱っていましたが、これも「新規」ということに取り扱うことにし、今までのことをいったん終結させて、もう一度先入観にとらわれずにしっかりと見立てをして対応していくようにやり方の見直しをはかろうと、専門家の指導も仰ぎながら取り組んでいくところです。様々な通報があった際に取りこぼしのないよう、しっかりと対応していきたいと思えます。

○代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：ないようですので、他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局学校教育監：平成29年度の「箕面子どもステップアップ調査結果報告（その2）」が完成しましたので、報告したいと思えます。今回の結果報告につきましては、学力調査と学習状況調査の部分につきまして、内容を分析し、報告するものでございます。概要についてですが、本調査は本市が独自に行っている調査のため、全国調査のように全国平均が出るような性質のものではございませんが、委託先の業者が算出した全国値を目安とした時に、理科の成績が全国平均を下回る学年が出てきております。一方で英語につきましては、非常に高い結果が出ている状況でございます。各教科の内容につきましては、レーダーチャートと共に各教科毎にまとめております。また設問例から見えてくることについて、特徴的な設問を取り上げてその内容について報告するものでございます。次回のステップアップ調査に向けて各学校等が取り組んでもらいたいこと、取り組まなくてはならないことにつきましても、教科毎にまとめてございます。生活状況調査につきましては、年2回行っているものでございますが、ここ数年間の変化等をとらえて、特徴的なところをまとめたものになっております。

○代表教育委員（山元行博君）：それではご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（高野敦子君）： 報告ありがとうございます。ステップアップ調査による学力調査ですが、子どもが個人の結果を家庭の方にも持ち帰ってきます。その際、学校が学年毎の分析結果をまとめた資料等も一緒にもらうのですが、親の立場からすると、うちの子は何が弱くて今後どのようにして伸ばしてあげたらいいか、改善したらいいかということについてはすごく曖昧な結果になっていて、これがいいのか悪いのかという声を実際に周りにも聞いていますし、私自身も先生に聞いてみたいと思っておりますので、もし学校の方に家庭の方から問合せなどあれば丁寧に対応して一緒に今後の学習に役立てていけるようなこともしていただきたいと思います。

○子ども未来創造局学校教育監： ありがとうございます。各調査の後に個人票、個票というものを持って帰っているかと思えます。それは機械的に出てくる分析ですので、必ず担任の教員が内容を確認して、特にその内容の中で担任として子どもに「ここは」というところをマーカーで印をつけたり、一言コメントを余白に書き込むようにということを学校の方には指示しているところではございます。コメントまでしっかりできているかどうかどうこの確認できておりませんが、そういう指示はしております。改めてまたそのところも徹底していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、どうでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： 理科が気になりますよね。全国学力テスト問題については新聞報道にもありましたが、実験観察の風景写真が出てきますよね。実験観察をやっていなければ写真の風景はなかなか理解しにくいので、理科の力を試されると非常に厳しいという気がします。箕面子ども達が、理科に興味を持って観察実験を含めて取り組んでいけるようにしていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いします。

○子ども未来創造局副部長： 先ほど教育センターの業務時間の変更の件について、ご説明させていただきましたけど、若干補足させていただきたいと思えます。6時以降の取り扱いということで教育長の方からお尋ねいただきましたけれども、原則的には6時以降は使用はしないという形になる予定です。ただし、4時頃から使い始めて5時を過ぎて6時頃までやるようなケースはありますので、そういったものについては柔軟に対応するという事はありますけれども、原則的には5時以降は会議室の貸し出しは行わないということで考えております。ただ、もちろん教育センターが関わって教員と一緒にやる行事など、夜に実施したりすることはありますし、ケースによっては教員に貸し出して一緒にやった方がいいということもあるとは思えますので、その辺りについては柔軟に取り扱っていくということでやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第18、報告第26号「生徒指導

の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局員及び傍聴の方は、退席してください。

〈報告第26号に係る審議〉

- 代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議はすべて終了し、付議された案件、議案7件、報告10件は、すべて議了いたしました。教育長にお返いたします。
- 教育長（藤迫稔君）：ありがとうございました。これもちまして、平成30年第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時15分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）